

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 7 号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和３９年川崎市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第９２条中第１９号を第２０号とし、第１８号の次に次の１号を加える。

（１９）子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく妊婦支援給付金

別表第２健康福祉局の項中

「

保健医療政策部	動物愛護センター	所長	動物愛護センター使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	----------	----	---------------------------------

」

を

「

保健医療政策部	生活衛生課	課長	食品衛生許可手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	地域医療課	課長	看護師等修学資金返還金その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	感染症対策課	課長	消毒手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	動物愛護センター	所長	動物愛護センター使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

に改め、同表まちづくり局の項中「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成等工事許可申請手数料」に改め、同表建設緑政局の項中

「

みどり・多摩川協働推進課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
--------------	----	-------------------

」

を

「

みどり・多摩川事業推進課	課長	多摩川施策に係る財産貸付収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
--------------	----	------------------------------------

」

に、

「

	夢見ヶ崎動物公園	園長	公園使用料その他園の事務事業に附帯する諸収入の収納
--	----------	----	---------------------------

」

を

「

	夢見ヶ崎動物公園	園長	公園使用料その他園の事務事業に附帯する諸収入の収納
グリーンコミュニティ推進室	庶務を担当する担当課長		緑化基金に係る寄附金その他室の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

に改める。同表区役所の項中「、幸区役所」を削る。

第9号様式（4）を次のように改める。

第9号様式(4)

川崎市		収納通知書㊤㊥(国民健康保険料)				口座番号 加入者		川崎市会計管理者	
-----	--	------------------	--	--	--	-------------	--	----------	--

ID	年度	会計	科目	組合	町	丁	被保険者番号	C	D
元号	年度	力	月～月	納付金額			延滞金	課	C D
								千円	円

納入

金額		百万	千	円

取りまとめ店	執行課 (所名)	コード					

収納日付印		会 社	

③

川崎 市	原符	公 納	国民健康保険料納付書・領収書
---	---	--	----------------

口座番号	川崎市会計管理者
加入者	川崎市会計管理者

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課	所名	収納日付印

年度	執行課	所名	収納日付印
年度	執行課		

3

②

①

第13号様式（1）中「滞納処分を行うことができる債権」を「行政不服審査法に基づく審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる督促」に改め、「記入すること」の次に「（個別の法令に定めがある場合は適宜修正すること。）」を加える。

第13号様式（3）（裏）中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいいます。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」といいます。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「滞納処分を行うことができる債権」を「行政不服審査法に基づく審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる督促」に改め、「記入すること」の次に「（個別の法令に定めがある場合は適宜修正すること。）」を加える。

第13号様式（6）を次のように改める。

第13号様式(6)

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる
。